

香川県病院局企業職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県病院事業管理者 太 田 吉 夫

香川県病院局管理規程第5号

香川県病院局企業職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員等の旅費に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>公務（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣を含む。）のために旅行する病院局の企業職員及び病院局の企業職員以外の者に対して支給する旅費については、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）又は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号）の適用を受ける者の例による。</p> | <p>公務（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣を含む。）のために旅行する病院局の企業職員及び病院局の企業職員以外の者に対して支給する旅費については、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける者の例による。</p> |

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。